

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
は、  
休息  
日と  
する)

## 目 次

◇ 告 示 特定計量器の定期検査の実施(商工振興課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)(〃)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

◇ 公 告 平成五年度技能検定(基礎二級)の実施(労政・能力開発課)

条件付一般競争入札の実施(管理課)

## 告 示

鳥取県告示第五十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

定期検査を行う区域	実施の期間	実施の場所
鳥取市、境港市、気高郡及び西伯郡の区域	平成六年三月一日から 同月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

### 鳥取県告示第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る社地区第一工区の換地計画を定め、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画については異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十号

船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）船岡地区農道整備及び農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業福井地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六十二号

淀江町が行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業北尾地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十二日間

## 三 縦覧に供する場所

淀江町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六十三号

郡家町が行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業下私都地区暗きょ排水及び農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十二日間

## 三 縦覧に供する場所

郡家町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六十四号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田営農活性化）高山地区暗きょ排水及び区画整理）の認可申請については、審査した結果

適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業手間（田住）地区農業用排水）を平成六年一月二十五日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）恩地第三地区農業用排水）を平成六年一月二十五日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十七号

岩美町が行う土地改良事業に係る山の神地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十八号

国府町が行う土地改良事業に係る雨滝地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年一月三十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成5年度技能検定（基礎2級）を次のとおり実施する。

平成6年1月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

鉄工、工場板金、ダイカスト、機械保全、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、強化プラスチック成形、石材施工、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、タイル張り、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工及びフェルボイント施工

2 実施等級等

上記の検定職種について、基礎2級の技能検定を実施する。

3 検定の方法

この技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、鳥取県職業能力開発協会が交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種

手 数 料

鉄 工 12,000円

工 場 板 金 13,800円

グ イ カ ス ト 12,000円

機 械 保 全 13,800円

冷凍空気調和機器施工 13,000円

染 色 13,000円

ニ ッ ト 製 品 製 造 13,800円

帆 布 製 品 製 造 13,800円

布 は く 縫 製 13,800円

家 具 製 作 13,800円

建 具 製 作 13,800円

印 刷 本 13,800円

製 13,800円

強化プラスチック成形	13,800円
石材施工	13,800円
水産練り製品製造	13,800円
建築大工	12,000円
かわらぶき	13,800円
タイル張り	12,000円
コンクリート圧送施工	13,000円
防水施工	13,800円
内装仕上げ施工	13,800円
熱絶縁施工	13,800円
サッシ施工	13,800円
カウルポイント施工	13,800円

イ 学科試験の受検手数料  
2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。

7 合格者の発表等

(1) 合否通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格証書の交付

この技能検定の合格者には、鳥取県知事の合格証書が交付される。

8 その他

この技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課（電話0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）に問い合わせること。

条件付一般競争入札をするので、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成6年1月28日  
鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 工事の名称

一般国道180号特殊改良一種工事

2 工事の場所

日野郡日南町菅沢

3 工事概要

本工事は、一般国道180号の拡幅工事である。

施工延長 125m

4 工期

平成6年3月から同年10月31日まで

5 入札に参加する者に必要な資格

土木一式工事について、次の基準を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと

と。

(2) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るものを有すること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査における平成4年度の土木一式工事の総合数値が350点以上であること。

(4) 建設業法第3条第4項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(5) 平成6年1月28日（金）から同年3月17日（木）までの間のいずれの日においても、県工事等の指名の対象外とする措置を受けていないこと。

(6) 昭和63年度以降に道路工事を元請として施工した実績があること。

(7) 次の基準を満たす主任技術者を配置できること。

ア 建設業法施行令（昭和81年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級土木施工管理技士の資格を有する者  
イ 昭和63年度以降に道路工事の経験を有する者  
(8) 鳥取県内に商法（明治32年法律第48号）に規定する本店を有すること。

6 設計図書の閲覧場所等

(1) 閲覧場所

日野郡日野町根雨140 鳥取県根雨土木事務所閲覧室

(2) 閲覧日時

平成6年1月28日（金）から同年3月16日（水）までの日（日曜日、

土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 設計図書等についての質問は、質問事項を記載した書面を次により持参の上提出して行うこと。

イ 受付期間

平成6年1月28日（金）から同年2月28日（月）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(4) 受付場所

日野郡日野町根雨140 鳥取県根雨土木事務所工務第二課

イ アの質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

平成6年2月7日（月）から同年3月7日（月）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(4) 閲覧場所

日野郡日野町根雨140 鳥取県根雨土木事務所閲覧室

7 入札の場所及び日時

(1) 入札場所

鳥取市東町1丁目271 鳥取県職員会館第二会議室

(2) 入札日時

平成6年3月17日（木）午後2時



## 8 入札参加資格確認申請書の提出

この入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書（様式第1号）を持参の上提出すること。

## (1) 提出場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県土木部管理課建設係

## (2) 提出期間

平成6年1月28日（金）から同年2月14日（月）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## (3) 提出部数

2部

## (4) その他

入札参加資格の確認の結果を通知するための封筒（表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金を加えた料金（480円）の切手をはった長3号封筒）を、入札参加資格確認申請書と併せて提出すること。

## 9 入札参加資格確認申請書の添付書類

## (1) 同種工事の施工実績調査書（様式第2号）

昭和63年度以降に鳥取県、県内市町村又は国若しくは日本道路公団、森林開発公団その他の公法人（以下「公団」という。）から受注し、元請けとして施工した道路工事（施工中のものを含むものとし、国又は公団の工事にあつては中国地方におけるものに限る。）の中から、代表的なもの2件程度（該当する工事の実績が少ない場合は、1件でもやむを得ない。）について記入すること。この場合、鳥取県内の工

事を優先して記入すること。

(2) 主任技術者の資格及び工事経験調査書（様式第3号）主任技術者の予定者（複数の候補者でもよい。）について記入すること。

## 10 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認の結果は、平成6年2月23日（水）までに書面を発送し通知する。

## 11 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

## 12 入札に当たつての留意事項等

(1) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札者は、入札書の提出前にその記載事項を訂正したときは、当該訂正をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを訂正することができない。

(4) 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。なお、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、改めて委任状を提出する必要はない。

(5) 入札に参加する者が1名のときは、入札を行わない。

(6) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めたときは、入札の執行を中止することがあ

る。

- (7) 次に掲げる入札は、無効とする。
- ア 5の資格のない者のした入札
  - イ 虚偽の資格確認申請をした者のした入札
  - ウ 入札に当たつての注意事項に違反した者のした入札
  - エ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかつた者のした入札
  - オ 電報又は郵送による入札
  - カ 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
  - キ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ク 記名押印のない入札
  - ケ 入札金額の記載の不鮮明な入札
  - (8) 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。
  - (9) その他鳥取県建設工事執行規則及び鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）に定めるところによること。
- 13 入札後の留意事項
- (1) 入札終了後、落札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出すること。
  - (2) 請負契約の締結に当たっては、契約保証金は免除する。
  - (3) 請負代金の額が100万円を超える工事については、落札者と同等以上の工事の施工能力を有する工事完成保証人を立てなければならぬ。
  - (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、請負代金の額が100万円以上の工事について、請負代金の額の10分の4に相当する額の範囲内において前金払いをすることができる。

- (5) 鳥取県建設工事執行規則第65条第1項の規定による部分払いは、4回まですることができ。ただし、前金払いをしたときは、その回数を1回減ずる。

- (6) (4)又は(5)による支払いは、平成6年度において行うものとする。

14 その他

- (1) 入札参加資格確認申請書その他の提出された書類は、返却しない。
- (2) 工事内容に関する説明会等は行わない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) その他不明な点についての照会は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857—26—7347）又は鳥取県根雨土木事務所総務課（電話番号0859—72—0321）に対して行うこと。

様式第1号  
(B4縮版)

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名

印

平成6年1月28日付で入札公告のあった一般国道180号特殊改良一種工事に係る一般競争入札に参加しますので、下記の書類を添えて申請します。  
なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績調書 (様式第2号)
- 2 主任技術者の資格及び工事経験調書 (様式第3号)

備考 申請者は、会社印及び代表者印を押印すること。

様式第2号  
(B4横版)

同 種 工 事 の 施 工 実 績 調 査

会社名

項目	番 号	
	1	2
工 事 名		
発注機関名		
施 工 場 所		
請負金額 (最終)	千 円	千 円
工 期		
受 注 形 態		
工 事 概 要		
上 記 工 事 の 技 術 的 特 徴		

備考

- 1 工事名は、受注した工事名とする。
- 2 発注機関名は、鳥取県〇〇土木事務所、中国地方建設局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を( )内に%で記入すること。
- 5 工事概要は、工事の内容、構造及び基礎の形式、概略数量、設計条件等について記入すること。
- 6 技術的特徴は、地質・地形に係る条件(軟弱地盤、湧水、断層等)、仮設備工法、施工工法、環境対策、安全対策その他の技術的特徴(施工に当たり工夫又は苦心した点等)を記入すること。

様式第3号

(B4横版)

主任技術者の資格及び工事経験調査書

会社名

氏名				
主任技術者資格取得年 及び国家資格取得年 (国家資格取得番号)				
1	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	請負金額 (最終)	千 円	千 円	千 円
	工 期			
	従 事 役 職			
2	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	請負金額 (最終)	千 円	千 円	千 円
	工 期			
従 事 役 職				

- 備考
- 主任技術者については、予定者が昭和63年度以降に従事した代表的な道路工事を2件程度(該当する工事の実績が少ない場合は、1件でもやむを得ない。)記入すること。
  - 記入する工事の対象となる受注機関及び工事の規定は、様式第2号に準ずること。
  - 工事名は、受注した工事名とする。
  - 発注機関名は、鳥取県〇〇土木事務所、中国地方建設局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
  - 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
  - 従事役職は、主任技術者、現場代理人等当該工事で従事した役職を記入すること。